

平成16年度
特別委員会調査研究結果報告書

議会活性化推進特別委員会

平成17年3月
豊田市議会

目 次

1	設置の経過	2
2	調査研究事項	2
3	委員会開催状況と内容	3
4	調査研究結果	3
	第1編 議会費のあり方について	4
	第2編 議会のIT化について	7
	第3編 会議規則等の見直し	15
5	おわりに	20
	別冊1 「議会費のあり方」報告書	
	別冊2 会議規則・委員会条例・傍聴規則改正（案）	

平成 17 年 3 月 2 3 日

豊田市議会議長
高木 キヨ子様

議会活性化推進特別委員会
委員長 光 岡 保 之

議会活性化推進特別委員会調査研究報告書

本委員会は、平成 16 年 5 月 12 日の本会議において設置されて以来、議会運営上の課題を整理し、議会活動を有効かつ効果的に行うため、具体的な議会活性化推進策について調査研究をおこなってきた。

具体的な検討テーマとして、「議会費のあり方」、「議会の IT 化」、「会議規則等の見直し」について、調査研究をおこない下記のとおり調査結果をまとめた。その結果について報告する。

記

1 設置の経過

(1)平成 16 年 5 月 12 日の本会議において設置され、次の 11 名が委員に選出された。

光岡保之、坂部武臣、中根 大、河合芳弘、松井正衛、清水俊雅、
山内健二、大村義則、岡田耕一、杉浦弘高、小島政直

(2)同日開催の委員会において、委員長に光岡保之、副委員長に中根大を選出した。

2 調査研究事項

分権時代の中核市にふさわしい豊田市議会を目指し、議会運営上の課題を整理し議会活動を有効かつ効果的に行うため、以下の議会運営上の課題について、具体的な議会活性化策を調査・研究することとした。

(1) 議会費のあり方

議会費の用途に関する課題について協議・検討を行い、議会費のあり方について調査・研究する。

(2) 議会の IT 化

議会における IT の必要性及び将来の可能性について検証を行い、議会の IT 化のあり方について調査・研究する。

(3) 会議規則・委員会条例等の見直し

上記議会活性化策の検討等に伴う所要の改正を踏まえ、関係する規則や条例を体系的に見直しをする。

3 委員会開催状況と内容

回	期 日	内 容
1	平成 16 年 5 月 12 日(水)	正副委員長互選
2	平成 16 年 6 月 3 日(木)	調査研究テーマ / 検討スケジュール
3	6 月 18 日(金)	議会費のあり方
4	7 月 7 日(水)	議会費のあり方
5	8 月 9 日(月)	議会費のあり方
6	8 月 31 日(火)	議会費のあり方
7	9 月 9 日(木)	議会費のあり方 (第一次報告書案)
8	9 月 21 日(火)	議会費のあり方 (第一次報告書案)
9	10 月 22 日(金)	議会費のあり方
10	12 月 2 日(木)	議会費のあり方
11	12 月 27 日(月)	議会費のあり方 (第二次報告書案)
12	平成 17 年 1 月 28 日(金)	議会費のあり方 (第二次報告書案) 議会の I T 化
13	2 月 17 日(木)	議会の I T 化 会議規則等の見直し
14	3 月 3 日(木)	議会の I T 化 会議規則等の見直し
15	3 月 23 日(水)	調査研究結果報告書について

4 調査研究結果

調査研究の結果については、以下、第 1 部「議会費のあり方」と第 2 部「議会の I T 化」、第 3 部「会議規則等の見直し」として報告する。

第 1 部 議会費のあり方

1 提言

(詳細については別冊 1「議会費のあり方」報告書のとおり)

第 2 部 議会の I T 化

1 議会の I T 化を検討する背景

2 本市議会の I T の取組み

3 現在の I T 化の取組みと各分野における今後の可能性

4 議会の I T 化推進における課題

5 まとめ

第 3 部 会議規則等の見直し

1 会議規則・委員会条例・傍聴規則の改正(案)の概要について
(改正(案)は別冊 2 のとおり)

第1部 議会費のあり方

1 提言

(1) 議員活動費について

(2) 議会費全般、事務局費について

詳細については、別冊1「議会費のあり方」報告書のとおり

1 提 言

(1) 議員活動費について

議員報酬及び期末手当

- (ア) 議会の権能向上の視点で適切な報酬額を設定すべきである
- (イ) 議員の専門職化(専門化)の視点で適切な報酬額を設定すべきである
- (ウ) 議員の調査活動全体を充足させる視点から適切な報酬額の設定が必要である

政務調査費

- (ア) 用途基準は変更を要しない
- (イ) 政務調査費額(年額 3 8 万円)は、変更を要しない
- (ウ) 政務調査費の旅費計算は、実費精算とすべきである
- (エ) 視察同行は、現行どおり行うべきである

費用弁償

- (ア) 廃止すべきである

視察旅費(政務調査費以外のもの)

- (ア) 委員会視察は常任・特別・議運のいずれも実施するべきであり、視察旅費上限額は現行のままとすべきとする
- (イ) 旅費の精算方法は、変更を要しない(概算払い)
- (ウ) 全委員の視察を基本とするが、視察報告会等の開催により委員間の共通認識が図られるならば、2 班の分割視察も可能とすべきである
- (エ) 委員派遣による市内の現地視察については可能な範囲で実施すべきである
- (オ) 海外視察は視察終了後に総括を行い、費用も含めて効果の検証を行うべきである
- (カ) 市政に反映されるよう視察実施後は委員会で報告を行い、視察報告書は関係部局へ送付すべきである

(2) 議会費全般、事務局費について

議会研修費の充実

- (ア) 議員の能力向上のための体系的な研修制度の導入

視察費の充実

- (ア) 調査研究型の特別委員会視察の実施

議会のIT化に向けた費用の充実

- (ア) パソコン研修の充実
- (イ) ITによる議員への情報提供の仕組みづくり
- (ウ) ホームページで公開する情報の充実

事務局組織の拡充・強化

- (ア) 事務局組織の拡充
- (イ) 調査機能・法制機能の充実
- (ウ) 適正な事務局職員数の確保

事務局職員の資質向上

第2部 議会のIT化

1	議会のIT化を検討する背景	8
	(1) 社会全体のIT化	
	(2) 市庁舎及び議会棟へIT設備の普及	
	(3) ITの活用による議会の新たな可能性	
	(4) 合併後の広域な市域における住民との新しい関わり	
2	本市議会におけるIT化の取組み	9
	(1) 情報発信の取組み	
	(2) 議員活動補助への取組み	
3	現在のIT化の取組みと各分野における今後の可能性	9
	分野【1】住民への情報発信	
	分野【2】議会への住民参加	
	分野【3】議員活動のための情報の収集と整理	
	分野【4】議会運営の効率化と省エネルギーへの取組み	
4	議会のIT化推進における課題	12
	(1) IT化の必要性	
	(2) デジタルデバイド(情報格差)の解消	
	(3) 費用対効果	
	(4) 情報セキュリティー	
	(5) プライバシー保護	
5	まとめ	13
	検討時期について	
	検討組織について	
	検討方針について	

1 議会のIT化を検討する背景

(1) 社会全体のIT化

近年、携帯電話やインターネットの普及はめざましいものがあり、私たちの暮らしは急速にIT化している。

議員活動においても、CATVによる議会放映、パソコンによる資料作成やインターネットの活用など、多くの点ですでにITを活用している。

今後も社会は急速にIT化していくことが予想される。議会においても、社会全体のIT化へ対応できる体制づくりが求められている。

(2) 市庁舎及び議会棟へIT設備の普及

本市議会では、平成11年度より議員控室でのパソコン貸与を行っており、現在はパソコンを一人1台使用できる状況にある。また、市庁舎においても職員に1台ずつのパソコンと庁内LANが整備されている。

これらの設備は現状でも利用はされているが、使用者の知識増加やソフト整備により、一層の活用されるものと考えられる。

設備の普及に伴う使用者の知識と活用策の検討が必要となっている。

(3) ITの活用による議会の新たな可能性

情報発信においては、従来は新聞社やテレビ局などの大規模なマスコミを通じて発信した文書や映像を、ホームページ・CATV・地域FM等により、詳しい情報を安価にすばやく発信できるようになっている。

情報収集においては、Eメール等の活用により、不特定多数の住民からさまざまな意見を直接集約できるようになっている。

このようにITに関する技術革新によって、議会活動のさまざまな分野で今までには考えられなかった新たな可能性が生まれている。

また、紙資料の電子化によるペーパーレスなど、省エネルギーの取組みにも効果があると考えられる。

(4) 合併後の広域な市域における住民との新しい関わり

平成17年4月1日の合併後は広大な市域となり、市民から「行政が遠くなった。」「議会の声が聞こえにくくなった。」と言われるような事態が危惧される。

電子自治体の取組みは、広域の市域となる新豊田市において一層推進されると考えられ、議会においても合併後の市民との関わりにおいて如何にITを活用していくかの検討が求められる。

2 本市議会におけるIT化の取組み

本市議会においては、これまでも「情報発信」、「議員活動補助」において、IT化に取り組んできた。特にCATV・FMによる議会中継は、全国的にも、先進的な取組みである。

(1) 情報発信の取組み

- CATVによる本会議中継（平成6年から）
- 議会ホームページの開設と掲載事項の充実（平成14年、大幅リニューアル）
- FMによる本会議中継（平成15年から）

(2) 議員活動補助への取組み

- 全議員へのパソコン貸与（平成11年から）
- 会議録検索システム、ニュースデータ検索システム導入（平成11年から）

3 現在のIT化の取組みと各分野における今後の可能性

分野【1】住民への情報発信

【現在の取組み】

(1) ホームページでの情報発信

平成14年に大幅リニューアルしたホームページでは、本会議録、議決結果、一般質問一覧表などを掲載している。

(2) CATV・FMでの議会中継

CATV及びFMで定例会の一般質問、代表質問、施政方針、教育行政方針等を生中継、録画中継している。

【今後の可能性】

ホームページ掲載内容の充実（委員会会議録など）

ITの普及により最も発達した技術はインターネットであり、ホームページはその中心に位置付けられるものである。

ホームページは、従来はマスコミに頼らざるを得なかった不特定多数への情報発信を、瞬時に安価に詳細に行うことを可能にした。

豊田市議会ホームページでもさまざまな情報を発信しているが、ホームページの特性を活かした情報の一層の充実が求められている。特に、委員会の会議録検索システムを掲載することが考えられる。

議会中継の充実（インターネット中継、民放など）

本市では、CATV、FMによる本会議中継を行っている。CATVは、パソコンの知識がなくてもCATVを導入している世帯では視聴できるという点、FMはラジオで聴取できる点で効果的な方法である。

しかし、議会中継はなるべく多くの市民に視聴してもらうのが理想であり、多様な方法を提供することが必要である。

全国で視聴可能なインターネット中継や、特別な回線を必要としない民放放送は魅力的な方法である。特に、インターネット中継は導入コストが比較的安価であることに加えて、オンデマンド（みたい時に見ることができる）という利点もある。

議員個人ホームページの設立支援

情報提供の方法の1つとして、ホームページを持つ議員も増えている。その一方、「必要性を感じない」、「ホームページの有用性は認めるものの、技術的な問題等でホームページを立ち上げていない」という議員もみうけられる。

議員活動を市民に広くPRするためには、議会ホームページだけでなく、議員個人のホームページの立ち上げを支援していくことが効果的である。また、議会と議員個人のホームページをリンクさせ、ホームページの閲覧をしやすくすることも有効な方法である。

分野【2】議会への住民参加

【現在の取組み】

(1) ホームページ、議会だよりによるEメール・FAXでの意見募集

ホームページや議会だよりの意見募集の方法として、郵便・FAXの他、Eメール等を活用している。

【今後の可能性】

議員個人へEメールアドレスの付与と公開

議会のEメールアドレスは公開しているが、議員個人にアドレスを付与していない。Eメールアドレスを付与することで、市民が直接議員個人と意見のやり取りをおこなうことができる。また、紙資料での情報提供を電子化していくこともできる。

ただし、議員個人のEメールアドレスの市民への公開は慎重に検討すべきである。

Eメール等による議会独自のパブリックコメント・アンケート

現在行っているEメールでの意見募集を活発化させる方策として、パブリックコメントへの活用や議会として行うアンケートが考えられる。

また、Eメール等での意見募集は、合併後の広域な新市の住民との新たな関わりとしても期待される。

分野【3】議員活動のための情報の収集と整理

【現在の取組み】

- (1) インターネットを使った情報収集
一人につき1台貸与されているパソコンで他市の状況等をインターネットを使い調査している。
- (2) 会議録検索システム・ニュースデータ検索システムでの検索
平成11年より会議録・ニュースデータ検索システムを活用している。

【今後の可能性】

インターネット研修の実施

インターネットは自席にて使用可能な環境にあるが、インターネットの研修をすることにより今まで以上に活用することができる。また、他市の調査に限らず、議員活動への幅広い活用も期待できる。

紙資料の電子化による省スペース化と迅速化

議員へは膨大な紙資料が提供されている。紙資料は手軽で見やすいという利点はあるものの、電子資料に比べ、「スペースを取る」、「紙資源を浪費する」という欠点もある。

紙資料の電子化により、省スペース化や省エネルギー、スピードアップなどが見込まれる。また、電子資料は加工が可能であり、紙では単に資料であったものがデータとして活用できるという利点も期待できる。

L A N等のネットワークによる議会情報の共有化

現在、議会内は簡易L A Nが形成されているが、L A Nの利点である情報の共有化などにおいて、十分に活用されているとは言えない。

電子化した資料をL A Nで共通管理することにより、省スペース化やデータの蓄積が可能である。

また、F A Xで送っている情報をL A N内で提供することにより、過去の提供情報の検索も可能となる。

分野【4】議会運営の効率化と省エネルギーへの取組み

【現在の取組み】

- (1) 会議スケジュールの管理（事務局内）
市役所庁内L A Nを活用して、議会スケジュールを一括管理している。

【今後の可能性】

議員スケジュールの共通管理

現在のスケジュール管理は、議会全体の行事に限定している。議員個々のスケジュールを一括して管理することにより、日程調整がスムーズになり、会議日程の設定がしやすくなることが期待できる。

会議でのパワーポイント等の活用

現在は、会議での説明は、主に紙資料を使用しているが、パワーポイント等を利用することにより、視覚的にわかりやすくなるのと同時に紙の削減にもつながることが期待できる。

音声認識システムによる会議録作成補助

業者によるテープ反訳で行っている会議録を音声認識システムの活用により、議会内で作成することで、コスト削減や作成期間短縮が期待できる。

4 議会のIT化推進における課題

(1) IT化の必要性

冒頭で指摘したように社会は急速にIT化している。「議会もIT化するべき」という先入観を持つことにより、「IT化は善」という価値観を植え付けて、必要のないITを導入してしまうという危惧がある。

IT化を推進するにあたっては、始めに「議会にとってIT化が本当に必要なのか」を議論するとともに、検討過程においても常に必要性や費用対効果を念頭におく必要がある。

(2) デジタルデバイド（情報格差）の解消

IT化には実際に活用する議員及び住民の知識と技術の向上が不可欠である。

設備やシステムを導入したとしても、実際に利用する者が活用できなくては意味がない。利用者である議員におけるITに関する知識や技術には現時点で相当開きがある。その差（デジタルデバイド）を解消するために、パソコン研修を開催し、知識・技術の習得に努めているところであるが、今後も研修は継続していく必要がある。

また、情報提供において、知識・技術が進んでいない利用者を基準にして、提供方法や提供内容を検討していく必要がある。

(3) 費用対効果

IT化の推進にはハード整備が伴う。ハードを導入するにあたっては、目的を明確にした上で、費用対効果の検証をおこない導入していく必要がある。

また、ITは日進月歩で技術革新が行われている。将来を見越した計画を立てて整備を行う必要がある。

(4) 情報セキュリティ

IT化の推進により、情報の公開・共有が進むにつれて、情報の漏洩を防止する技術が求められる。豊田市においては、情報セキュリティポリシーを制定し、市職員の情報保護の意識の啓発を行うとともに、手順を定めている。

議会のIT化においても、情報保護を念頭に、意識の啓発、情報保護のマニュアル等の作成を行う必要がある。

(5) プライバシー保護

ホームページの活用は、不特定多数への情報提供を可能にする。利用者の利便性や情報公開の姿勢の面からみると、多くの情報を提供することは確かに大切なことであるが、提供する情報については、プライバシー保護の視点で検討できる仕組みを持つことが求められる。

5 まとめ

調査研究期間が十分に取れなかったことに加えて、IT化に対する議会内での意思統一には時間がかかることなどから、本特別委員会としては、「議会のIT化」について具体的な提言は行なわず、今後の検討における方向性を以下に示すこととする。

検討時期について

(1) 議会のIT化については、来年度から本格的に検討を進めるべきである。

社会の急速なIT化につれて、ITによる情報提供などに対する住民からの期待も高まりつつある。

また、市庁舎や議会棟ではパソコンやLANの整備を進めてきており、本議会において、「議会のIT化」は緊急に検討する課題の一つであると考えられる。

その一方で、「設備やシステムの整備にはコストがかかる」、「情報セキュリティやプライバシー保護」などの課題もある。

議会のIT化については、できる限り早い時期に本格的に検討を行うべきである。

検討組織について

(2) I T 化の検討は、議員の検討組織において検討すべきである。

I T 化における大きな課題は、デジタルデバイド（情報格差）である。利用者間の I T に関する知識や技術の格差の問題を解消するためには、利用者自らが検討をおこない、推進していくことが求められる。

検討方針について

(3) I T の導入にあたっては、必要性和費用対効果を十分に検証すべきである。

I T の導入には、相応のコストがかかる。また、「 I T 化すべき」という先入観にとらわれ、効果の検証をすることなく I T 化を進めてはならない。

I T の導入にあたっては、必要性和費用対効果を十分に検証した上で進めていくべきである。

(4) 情報セキュリティやプライバシー保護をはじめとした新たな課題についても十分に配慮すべきである。

I T 化が進むことにより、情報セキュリティやプライバシー保護などの新たな課題が出てきている。

I T 化の検討にあたっては、新しい課題についても十分に配慮して進めるべきである。

第3部 会議規則等の見直し

1 会議規則・委員会条例・傍聴規則の改正（案）の概要について・・・ 16

(1) 背景

(2) 改正案の概要およびポイント

(3) 主な改正点

会議規則・委員会条例・傍聴規則改正（案）は別冊2のとおり

1 会議規則・委員会条例・傍聴規則の改正（案）の概要について

（1）背景

現在、地方分権の推進とともに地方議会の役割が今まで以上に重要となり、また市民にとって身近な議会となるべく“わかりやすい議会運営”が求められている。

平成14年2月に全国市議会議長会及び都市行政問題研究会から出された「分権時代における議会運営のあり方の調査研究報告書」で提起された“新しい会議規則”“新しい委員会条例”は、主に“わかりやすさ”をテーマにそれぞれ見直しがされている。これをもとに、豊田市版“新しい会議規則”“新しい委員会条例”“新しい傍聴規則”の改正に取組み、地方分権時代にふさわしい豊田市議会を目指して、市民にわかりやすい議会運営となるようにしたい。

また、検討にあたっては、議会事務局で改正原案を作成し、その改正原案について、本特別委員会で審査をおこなった。

（2）改正案の概要及びポイント

体系

各々の条例・規則の体系を見直し、以下のとおりの体系とした。

	会議規則	委員会条例	傍聴規則
新	15章 99条	11章 69条	12条
旧	16章 122条	30条	17条

会議規則から13条文を委員会条例へ移行

改正案のポイント

（ア）会議規則と委員会条例を明確に分ける

主体が、本会議のものは会議規則に、委員会のものは委員会条例に分ける。

具体例 会議規則中、旧第65条～旧第77条及び主体が委員会であるものを、委員会条例へ移行。

（イ）訓示的な規定の削除

当然そうあるべきで、あえて条文化する必要のない箇所の削除。

具体例 会議規則旧第53条第3項の「…質疑に当っては、自己の意見を述べることができない」については、申し合わせの必要はあるが、規則で条文化する必要を感じない。その他「品位の尊重」や「禁煙」など一般人から見て当然であり、条文化されていることに違和感をもつものは削除する。

(ウ) 分かりやすい言葉、条文にする

文語調をさげ、平易かつ統一した表現にする。できる限り主語を明確にする。

具体例 「議長は、」「議員は、」などの主語をできる限り、文頭にもってくる。
また「議会は、...を決める。」の場合、具体的な決め方が分からないため、「議長は、...討論をしないで会議にはかって決定する。」とする。

(エ) 簡素化し削除する

訓示的ではないが、あえて記述する必要のないものの削除。また、議長及び委員長の議事整理権を尊重し、必要のないものの削除。

具体例 会議規則旧第 3 条（宿所又は連絡所の届出）や旧第 36 条（議案等の朗読）など、実態にあわないものは削除する。

(オ) 簡素化し申合せで定める

規則・条例で定める程ではないため削除するが、申合せが必要なもの。

具体例 会議規則旧第 54 条、旧第 55 条の（発言の時間及び回数制限）は、「議長が制限することができる」ことを定めたものであり、具体的には申合せにする。また、旧第 60 条（一般質問）における文書による通告義務については、将来にわたって質問方法の変更を考慮し、申合せで定めることにする。

(カ) 新規・追加（慣例などを条文化する）

慣例・先例などにより運営されていたが、条文化する必要があるもの。

特に委員会条例は多くの条文を追加した。これまでは本会議運営を準用していたが、委員会は独立した会議であり、また本会議より細かな審査となるため、その性格上別に定めるべきと考える。

(キ) “取締り” から “オープン” へ（傍聴規則の見直し）

地方自治法第 130 条に “取締り” として規定されていた傍聴規則を、傍聴者を一般市民として迎え、オープンなものに変更する。

(3) 主な改正点

【 会 議 規 則 】

「署名活動等による請願者」の扱いについて

これまで請願者は全て押印が必要であったが、署名のみでもよいこととする。これによって街頭の署名活動で、複数の請願者を集めることができる。

しかし、請願は人数の多少によって扱いが変わるわけではなく、“市民の声を聞く議会”をアピールするために、請願者側の負担を軽減したい。この改正によって、請願書に大量の署名簿を添付して提出することが容易になるが、審査の精度を高めることで対応する。

「質問」及び「発言」の定義づけについて

質問には、「一般質問」を基本として、それに派生する形で「代表質問」「関連質問」「緊急質問」がある。しかし、緊急質問を除いて会議規則の中ではその区分けができず、実態にあわないため、全てを包括するものとして「質問」を定義づけたい。また、議員が本会議で発言する“質問”“質疑”“討論”を一括して「発言」として定義づけする。

「資料等の配布の許可」の追加（委員会条例にも同様に追加）

議事日程など議長命において事務局職員が議場配付する文書を除き、議員が資料等を配付したいとき、議長の許可が必要なことを条文化する。

（資料等の配布の許可）

第86条 議員は、議場において、資料、文書等を配布するとき、議長の許可を得なければならない。

【 委 員 会 条 例 】

「資格審査及び懲罰特別委員会の設置」の追加

会議規則において、資格決定及び懲罰動議の審査については、委員会付託の省略ができないため、あらためて設置についての条文を設ける。

（資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置）

第5条 議会は、議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会を設置することができる。

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、議会の議決により決定する。

「委員会の再審査」の追加

同じ会期において、2つの結論はあり得ないため慎重に扱う必要があるが、適正な審査がなされるために“再審査”という方法を確保しておく。

(委員会の再審査)

第35条 委員会は、次の各号に該当した場合に再審査をすることができる。
重大な事情の変更
重大な資料の秘匿
重大な説明の瑕疵
その他委員会の判断に影響を与えると認められる状況の変化

「発言時間の制限」の追加

議事運営の都合上、制限することもできることとする。

(発言時間の制限)

第45条 委員長は、必要があるときは、事前に発言時間を制限することができる。
2 委員長は、定めた時間の制限について、出席員から異議があるときは、会議にはかって決定する。

【傍聴規則】

「傍聴券」の変更

従来の傍聴受付簿への住所・氏名の記入は、個人情報保護の観点から変更する。変更案は、交付する傍聴券の裏面に住所・氏名を記入することとし、退場する際に傍聴券を回収する。

(傍聴券)

第5条 傍聴券は、会議当日受付で先着順に交付する。
2 一般席の傍聴人は、所定の様式に、自己の住所及び氏名を記入する。
3 一般席の傍聴人は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

「写真撮影、録画、録音等」の変更

一般傍聴人の写真撮影、録画、録音等は議長の事前許可によって認める。

(写真撮影、録画、録音等)

第10条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画、録音等をするときは、事前に議長の許可を得なければならない。
2 議長は、議事の妨げになるときは、討論をしないで会議にはかって、写真撮影、録画、録音等を禁止することができる。

5 おわりに

議会費のあり方については今年度の議会活性化特別委員会の主たるテーマであった。しかし議会費のあり方を検討するためには、その前提である議会のあり方について議論し、方向性を確立することが肝要と考え、基本的検討項目として議員個人の活動のあり方、議会全体のあるべき姿、議会事務局の体制強化等について調査研究し、それに基づいて議会費のあり方について提言してきた。しかしこれで終わったわけではない。議会の活性化に終着駅はないと考える。そこに議会が存在する以上、時代の変化や市民意識の動向にフレキシブルに対応できる柔軟で活力ある市議会を目指して改革していくことが市民の負託に応えうる道であると確信する。

地方分権が進展する中で、議会の存在感を確立していくのに大切なことは、議会と執行機関が真に対等な関係を構築することと考える。真に対等な関係とはどういうことだろうか。

議会が執行機関に対して中長期の視点から政策の提言、さらに言えば議員提案による条例制定に向けて前進することが、その一方策と考える。今、豊田市議会においてはその兆しは出始めていると思う。

議会が政策の方向性を示し、それを受けて執行機関が政策立案と予算構成権に基づいて財源確保をし、事業を執行していく。これを議会が監視し評価していくことが大切ではないか。そのためには議会の能動的な取り組みとしてタイムリーな特別委員会の設置と積極的な調査、研究、提言が求められる。

議会と執行機関の真に対等な関係、さらに議会の権能向上、さらに市民への説明責任の重要性を考える時、議会の基本条例の制定が求められる。これは議会の基本的な理念、方向性そして議会・議員の権能を明記するとともに、議会と執行機関、議会と市民の関係についても規定することが望まれる。又、条例で定める必要があるとされる事項も盛り込むことが必要である。

議会の活性化は止まることがあってはならない。その意味で本市議会は活性化に向けて今後も真摯な取り組みをし、市政全般の監視機能、審議機能、政策立案機能の向上を図ると共に、市議会の内なる改革に向けて不断の努力が大切である。

それが市民に対しての責務であるし、市民の信頼感を得る道筋と確信する。